

部環境からの安全確保が図られる「避難場所」が必要である。これは、加害者からの避難はもとより、未だDVの理解が浸透していない現状では、加害者側、被害者側の親族や友人、知人からも被害者が非難・否定されることが多々ある。総じて、このような他者の非難から防御する場所の確保が第一に必要である。

あわせて、他者からの非難だけではなく、多くの被害者が自己否定観に苛まれがちである。本人のそのような感情自体も否定されず、無条件に今あるそのままを受け入れる安全な「空間」が必要である。

② エンパワメントを引き出す職員(人間)と時間

i 自己肯定観(self-esteem)の向上を図る職員(「人間」)の存在

シェルター職員に期待したい役割の一つに、「アクティブリスニング(積極的傾聴)」がある。「アクティブリスニング」とは、肯定も否定もせず、相手の存在を尊重する傾聴的態度をいう。人間には、話すことによって自分で問題に気づく能力、方針を見出す能力があるといわれる。しかし、それは熱心な聴き手に恵まれたときに発揮される。そこで、シェルター職員には、DV被害女性の「熱心な聴き手」役割が期待される。被害女性は、時に矛盾し、後ろ向きのお話をするのであろう。しかし聴き手は、相手の話す内容とともに、話をするという行為を受け止め、そうしている「人」を尊重する態度が求められる。それによって、被害女性は、自己肯定観を高められる環境を獲得できる。

相手の存在を尊重するのは、なにも言語的な関わりだけではない。非言語的な働きかけによって、相手の存在を認めていくことも重要である。A 寮の実践例で見れば、住環境を整える行為によって相手の存在を認め、入寮

の際に全員で玄関に出迎えて歓迎の言葉をかけ、食事の用意をすることで、「ここがあなたの居場所」であることを伝え続ける。時には母親に代わって子どもの世話をし、母親を解放する。このような具体的な、目に見える援助を行うことで、「あなたは援助を受ける価値がある人である」というメッセージを伝える。

DV被害女性にとって、安心して存在し続ける物理的な空間だけではなく、他者からの肯定的な認知を通して、初めて自己肯定観を高め、自立計画を作成できる主体的な生き方を獲得できるのである。

ii 当事者の「ゆらぎ」に付き合う時間的保障

前記の事例で、DV被害女性の行動を「揺れ動く」と表現した。このような状態を尾崎新は「ゆらぎ」と定義し、これは人が成長していくために有効なプロセスであると述べている。³⁾「ゆらぐ」とは、感情や判断が動揺し、葛藤する状態をいう。そして、人は「ゆらぎ」に直面したときに2つの態度をとるといふ。一つは「否認・回避」であり、ゆらいでいることを認めず、したがって「ゆらがない態度」をとり続ける。しかし、それは「その場しのぎ」の対応をしているに過ぎない。

「なんとかかなる」「たいしたことはない」といった対応をし続けるが、やがてそれが破綻するのは時間の問題である。

もう一つは、「直面」することである。直面したとき、人は揺れ動くことを正直に表し、揺れ動きながらその幅を自分で修正し、一定の幅に収まるまで揺れ動き続ける。

「ゆらぎ」に直面することの必要性について、尾崎は「ゆらぐことは混乱や危機的状況を招く反面、多面的な見方、新たな発見、変化や成長を導く契機となる」と述べている。その際、混乱や危機的状況を避ける(少なくする)条件として、「時間的余裕」と、一緒に

ゆらぎながら見守る相手の存在が必要である。

支援者側からみると、例えばDV被害女性が加害男性への依存と自立の選択で揺れ動くことは、支援者の期待を裏切っているかに見える。支援者に対して素直な態度や積極的な姿勢をみせない場合もある。それは、支援者側に同じような「ゆらぎ」を生じさせる。この時、支援者側も自分自身の側の「ゆらぎ」を否認することなく、それに付き添うことが重要である。そして、両者にそれを保障する「時間」がなによりも必要である。なぜならば、それを保障することなく当事者の自己決定を促すことは、より困難であるからである。

E. 結論

生活の場と治療の場は車の両輪である。そして、DV被害者は「心と体の安全基地」を保障されること、すなわち「空間」・「時間」・「人間」の保障を得て初めて、「自立」のための取り組みを主体的に始められる。

生活の場として、民間シェルターの果たす役割は大きい。公的な避難先の不足を補う第3の場所としてばかりではない。他の避難先がDV被害女性を専門に受託しているわけではないことを考えると、DV被害女性の専門的理解と必要な支援技術を積み上げ、有効な支援を行いうる期待と可能性が「民間シェルター」にはある。

同時に、民間シェルターの抱えている課題も大きい。第一に資金的な困難があり、これが空間・人間の保障を困難にしている大きな要因である。第二に、支援効果を高める時間的な余裕が十分保障されていない。前述した「厚生労働省告示」では、委託一時保護の期間を「2週間以上」としているが、実際には「2週間以内」が慣例となっている。「2週間」という期間の根拠も説明

が十分なされていない。これまでの婦人相談所一時保護所の利用が2週間であったことがそのまま応用されているに過ぎず、DV被害女性の必要性から導き出されたものではないであろう。財政基盤が極めて貧困な「民間シェルター」では、委託保護費が打ち切られる状態で、個々の状況にあわせて抱え込む「時間」の保障がないことは極めて困難な状況を生む。

安全性への疑問も残る。公的機関・施設の情報には完全に秘匿できない。これらの機関・施設は夜間警備員を配置するなどして外部の侵入を防ぐ体制をとっているが、民間シェルターにはそのような保障はない。

現在の「民間シェルター」の運営実態はもとより、提供できるサービス内容や職員の専門性も全体的に把握されておらず、専門的援助の経験交流や蓄積もままならないのが実情である。これまでの実践の成果を積み上げ、「マニュアル」の作成によって、成果の普遍化を図ることが急務の課題であり、次年度の本研究の課題である。

注1 「厚生労働省告示第254号」（平成13年7月23日）で定められた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」で指定された一定の基準を満たしている母子生活支援施設の緊急一時保護室が一時委託先として指定されている。

注2 「このひとりと共に A寮10年の歩み」より

注3 『「ゆらぐ」ことのできる力』（尾崎新1999年誠信書房）

注4 昨年1年間で、7名のスタッフのうち3名が交代した。

DV被害者に対する自立支援システムに関する調査研究

分担研究者 町野朔¹⁾
研究協力者 柑本美和²⁾

- 1) 上智大学法学研究科
- 2) 国立精神保健研究所

研究要旨：

DVの被害者は、配偶者のみに限られるものではない。DVの目撃が精神面・行動面で子どもに与える影響が大きいことは、我が国でも既に指摘されている。これからのDV法は母子の保護を射程にいれたものでなければならないと言えよう。DVと児童虐待がともに、家庭内という第三者の介入が困難な領域で生じていることを勘案すると、DVが発生している場での子どもの保護が、現行の、DV法、児童福祉法、児童虐待防止法による対応だけで十分かどうかを充分検討する必要がある。

A. 研究目的

DVと児童虐待は併発することが多く、DV被害女性とその子供への対応を、これらの法律によってどう行っていくかは大きな課題である。DVも児童虐待も「法の手の届きにくい犯罪」であり、わが国もDV法、児童虐待防止法という2つの法律を制定し、これらの問題に対応するようになった。しかし、DV法は裁判所による保護命令、そして児童虐待防止法の場合には児童相談所という行政機関による対応というように、それぞれの問題への対応はかなり異なっている。本年度は、DV被害母子の保護と支援への法的対応は、どのように行われるべきかについて、問題となる点を指摘した。

D. 考察

現在、DVについてはDV法、児童虐待については児童虐待防止法、および児童福祉法によって法的な対応がなされている。DVと

児童虐待は家庭内暴力という点では同じであるが、双方の被害者は異なり、そのニーズも異なる以上、同一の問題ということはできない。そして、単に「家庭平和の回復」の問題として解決が図られるべきではないことは明らかである。しかし、加害者からの保護と被害者としてのケアの双方が必要になっている場合には、両者を関連付けながら、同時に対応を考えなくてはならない。特に、配偶者を殴る男は、その子供に対して暴力をふるうことも多く、配偶者もその子供も同時に保護される必要は高い。例えば、1990年に発表されたアメリカの全国調査では、妻を頻繁に殴る男性の50%が、自分の子ども達も頻繁に虐待していると報告されている¹⁾。さらに、DVが行われている家庭で育った子ども達が身体的虐待やネグレクトを受けている割合は、一般平均家庭の約15倍であることも明らかになっている²⁾。そして、これらの数値の関連性からもわかるように、現在では、DVは、児

童虐待とネグレクトの主要な前兆現象であるとすら言われているのである。

2004年に児童虐待防止法が改正され、「児童に対する著しい暴言または拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」(2条4項)が、児童虐待として定義された。これによって、「DVを目撃させること」も児童虐待とされたわけである。わが国においては、固有の「児童虐待罪」は存在しないため、このように定義が変更されたとしても、処罰範囲が拡大されるわけではない。しかし、児童虐待防止法6条による児童虐待の通告の対象となりえ、それに伴い、都道府県知事の立ち入り調査が行われる(児童虐待防止法9条)。さらに、虐待児童に対しては、都道府県による措置も講じられる可能性も生じる(児童福祉法28条)。つまり、子供を介して、事実上、都道府県がDVに介入することにもなりうるわけである。

他方、DV法においては、2004年の改正によって、「精神的暴力」もDVの定義に含まれることとなった。しかし、「精神的暴力をDVに含めたこと」は、法律的に大きな意味を持つものではない。つまり、保護命令の対象は、依然として身体的暴力に限定されており(DV法10条1項本文)、また、通報義務の対象からも除外されているからである(DV法6条1項)。このように精神的暴力をDVと定義したことは、シンボリックな意味を有するに過ぎないとも言えよう。したがって、子供に対する虐待行為が配偶者に対する暴力にもなりうるとしても、児童虐待を経由して保護命令が出されるということではなく、児童虐待はこれまでどおり、児童虐待防止法によって対応が図られなければならないことになる。

ただ、改正されたDV法では、「被害者がその成年に達しない子……と同居しているとき

であって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、前項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居……、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。」と規定し(10条2項)、子供に対して接近禁止命令を言い渡すことも可能になった。

しかし、これは、保護命令の効果を確保することが目的であり、子供の保護それ自体を直接意図したわけではない。つまり、既に接近禁止命令が出されている被害者に近づけない配偶者が、子どもを口実に面会を迫り、被害者の生命・身体に危害が及ぶことを防止するためであり、子どもの保護を直接の目的とするものではなかった。ただ、これが結果として、これまで置き去りにされてきた子どもを保護命令の対象としたことは評価されるだろう。

最初に述べたように、DV被害者とその子供の保護とは同時に行われなければならない。そして、それはDV法の枠内で考慮されるべき事柄である。DV法は、その前文において、「配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の

尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。」と規定する。つまり、DV法のポイントは、「配偶者である女性の個人としての尊厳を回復する」という点にある。このことから、一見すると、DV法の枠内で、DV被害者とその子供の保護を共に図ることは、DV法の趣旨と相容れないようにも思われる。しかし、女性の尊厳は、他者と切り離されて存在するものではなく、母子の保護は「女性の尊厳の回復」と矛盾するものではない。そして、これからのDV法は、母子の保護を射程に入れたものでなければならないのである。接近禁止命令の対象を子供へと拡大したことで、限定的ながらも、「被害者とその子どもに対する配偶者の暴力」については対応が行われることとなった。ただ、「被害者及びその子供のケア」については、DV法は未だ沈黙したままである。DV法は、DV被害者に対しては、配偶者暴力相談支援センターが保護とケアを行うことを規定する(3条3項2号)。さらに、単なる保護を超え、自立支援を行う責務があることも宣言している(2条、3条3項4号、8条の3)。そうであるならば、シェルターについても、これまでのような単なる保護的役割を超え、被害者の自立を支援する機能を拡充する必要があるように思われる。ただ、その際には、シェルターのプログラムに何を盛り込むのか、例えば、Parentingプログラムを導入するのか、アウトリーチも行うのかについて、さらに、どうプログラムを運営していくのか、例えば、単一機関で行うのか、複数機関が連携するのか、行政と民間はどのように連携していくのかなどについて考えることが要求されるだろう。

E. 結論

DVへの法的対応はようやくその緒についたばかりであり、通報、危機介入、加害者の処罰、被害者のケア、被害者の自立支援、啓蒙教育などの諸局面において、様々な問題が残されている。例えば、危機介入における警察の機能をどう見直すか、一時保護から継続的ケア、さらには自立支援をどう図るか、被害者の類型とそのニーズをどう把握するのか、リソースの整備をどう行うのか、親権剥奪の問題をどうするのかについてである。これらの課題については、さらに引き続き検討を行っていく必要がある。

G. 研究発表

- 1) 町野朔「配偶者暴力と児童虐待—法的対応」日本ストレス学会・日本産業精神保健学会国際学際合同セミナー,2005,3,19
- 2) 柑本美和「ドメスティック・バイオレンスを目撃した子どもたち—法的対応のあり方とその課題」警察政策7巻、79-103頁、2005年
- 3) 柑本美和「イギリスにおけるDV加害者対策—加害者更生プログラムを中心として」トラウマティック・ストレス3巻1号、37-48頁、2005年4月12日

ⁱ MURRAY A. STRAUS, PHYSICAL VIOLENCE IN AMERICAN FAMILIES: RISK FACTORS AND ADAPTAIONS TO VIOLENCE IN 8,145 FAMILIES,(1990).

ⁱⁱ Joy D. Osofsky, *The Impact of Violence on Children*, FUTURE OF CHILDREN, Winter 1999, at 34.